

高周波利用設備 申請書 届書 (注1)の添付書類(設備分)(注2)

※ 整 理 番 号

1 工 事 設 計	(設備の別)	(1) 使用周波数	(2) 製造者名	(3) 型式又は名称	(4) 製造番号
	(5) 伝導妨害波の電流	(6) 伝導妨害波の電圧		(7) 放射妨害波の電界強度	
	(8)その他の工事設計				
2 参考事項					
	ふりがな				
3 氏名又は名称					
	ふりがな				
4 住所					
	ふりがな				
5 設置場所					
6 許可の番号	九高第	号	7 許可の年月日		
※ 備 考					

- 注1 不要の文字は抹消すること。
- 2 同一の通信系統に属する送信設備の数を記載すること。
 - 3 ※印を付けた欄は、記載しないこと。
 - 4 1の(1)から(7)までの欄は、申請に係る設備の記載内容が同一のものについては、設備の別が分かるように一括して記載することができる。
 - 5 1の(1)の欄は、使用する周波数の範囲(搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲とする。)を「4MHzから 28MHz」のように記載すること。
 - 6 1の(5)から(7)までの欄の記載は、次によること。
 - (1) 1の(5)の欄は、通信状態における電源端子の伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル(1マイクロアンペアを0デシベルとする。)で記載すること。なお、平均値はかっこを付して記載すること。
 - (2) 1の(6)の欄は、非通信状態における電源端子の伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値をデシベル(1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。なお、平均値はかっこを付して記載すること。
 - (3) 1の(7)の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値をデシベル(毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。
 - 4 (1)から(3)までの記載に当たっては、設備規則第 60 条第2号の(1)の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。
 - 7 1の(8)の欄は、1の(1)から(7)までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法第 100 条第5項において準用する同法第 28 条、第 30 条及び第 38 条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。
 - 8 2の欄は、第 26 条第3項(第 29 条第2項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計の記載を省略する場合はその旨を記載し、また、その他参考となる事項を記載すること。
 - 9 3の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにふりがなを付けること。
 - 10 4の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、ふりがなを付けること。
 - 11 5の欄は、「何県何市何町何番地何内」のように記載し、ふりがなを付けること。
 - 12 6の欄及び7の欄は、変更の許可の申請又は届出の場合に限り許可状の記載事項により記載すること。
 - 13 変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所(いずれも変更があった場合はその変更後のもの)を記載するほか、変更後の事項を記載すること(工事設計に変更があった場合は、1の(8)の欄は必須とする。)
 - 14 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
 - 15 添付書類の写しは、この様式に定める規格の用紙とする。